

倫理委員会規程

(設置及び目的)

- 第1条 神奈川県助産師会定款48章46条の規程により、倫理委員会(以下「委員会」という)を置く。
本委員会は「助産師の倫理要綱(日本助産師会:助産師の声明Ⅲ)」に基づき、以下の2点を目的とする。
- 1 神奈川県助産師会の研究倫理審査を実施する。
 - 2 会員である助産師の行動規範に対し必要時提言する。

(委員の構成)

- 第2条 委員は理事会が指名し、任期は2年とするが、再任を妨げない。委員は、助産分野の専門家4名程度、他分野の専門家1名とする。委員長は委員の互選により選出する。

(秘密保持)

- 第3条 委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の情報(研究を含む)に関する事項を他に漏らしてはならない。委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の情報(研究を含む)に関する事項を自らの研究に利用してはならない。

(倫理審査の対象)

- 第4条 倫理審査は、以下の条件をすべて満たす場合を対象とする。
- 1 助産師である
 - 2 これから開始する人または人から取得する試料・情報を対象とした公表を前提として実施される研究等である
 - 3 申請者の所属等の施設で倫理審査が受けられない(研究倫理審査委員会の設置がない等)

(倫理審査申請の手順)

- 第5条 申請者は、予め指定された申請受付の締切日までに審査申請を行う。
- 第6条 申請者は、倫理審査申請書(必須)、研究計画書(必須)に、必要に応じて質問紙やインタビューガイド等・研究説明書・参加同意書・参加同意撤回書を添えて、倫理審査書類一式チェックリストとともに電子データにて神奈川県助産師会事務局へメール提出する。

(倫理審査申請の費用)

- 第7条 申請者が神奈川県助産師会の会員の場合は、研究倫理審査申請の費用は無料とする。申請者が神奈川県助産師会の非会員の場合は、1申請につき、3万円とする。

(規程の改廃)

- 第8条 規程の改廃は、倫理委員会の議を経て、理事会の承認を得る。

- 附則 この規程は、平成25年9月30日から施行する。
この規定は、令和8年3月23日から施行する。